

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結
は、令和6年度予算が成立し、予算示達がな
されることを条件とする。

令和6年3月15日

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 染谷 武宣

◎調達機関番号 003 ◎所在地番号 13

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 最高裁庁舎機械設備改修工事
- (3) 工事場所 東京都千代田区隼町4-2
- (4) 工事内容 本工事は次に掲げる最高裁庁舎

機械設備改修工事を施工する。

敷地面積 約 36,624 m²

建物用途 裁判所庁舎

構造・階数・建物規模

大法廷棟 R C造 地上5階地下1階 延

べ面積約 11,348 m²

小法廷棟 R C 造 地上 4 階地下 1 階 延
べ面積約 5,504 m²

図書館棟 R C 造 地上 5 階 延べ面積約
7,295 m²

裁判官棟 S R C 造 地上 4 階地下 1 階
延べ面積約 9,877 m²

裁判部棟 R C 造 地上 4 階地下 1 階 延
べ面積約 8,724 m²

事務北棟 R C 造 地上 3 階地下 2 階 延
べ面積約 16,922 m²

事務西棟 R C 造 地上 3 階地下 2 階 延
べ面積 北棟に合算

工事種目 機械設備工事 大法廷棟 一式

小法廷棟 一式

図書館棟 一式

裁判官棟 一式

裁判部棟 一式

事務北棟 一式

事務西棟 一式

電気設備工事 大法廷棟 一式

小法廷棟 一式

図書館棟 一式

裁判官棟 一式

事務北棟 一式

事務西棟 一式

建築工事 大法廷棟 一式

事務北棟 一式

事務西棟 一式

(5) 工期 令和8年9月30日まで。

(6) 使用する主要な資機材 別途設計図書等による。

(7) 本件工事は、入札時に技術提案を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」、「企業の技術力（ワーク・ライフ・バランス関連認定制度に関する評価に限る。）」及び「賃上げの実施に関する評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の対象工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認

し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

- (8) 本件工事は、申請書及び資料の提出、入札を電子調達システムで行う対象工事である。
- ただし、同システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙による入札を希望する場合は、紙入札方式参加承諾願を申請書及び資料の提出期限前までに提出し、第1回目の入札締切通知書発行前までに支出負担行為担当官の承諾を得ること。

(詳細は、入札説明書による。)

- (9) 本件工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条に規定する工事成績評定対象案件である。工事成績評定については、完成検査及び既済部分検査を実施したときに成績評定を行い、評定結果を受注者に対して工事成績評定通知書により通知するとともに公表する。

- (10) 本件工事は、入札時積算数量書活用方式の
工事である。本方式では、入札時において発
注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者
が入札時積算数量書に記載された積算数量を
活用して入札に参加することを通じ、工事請
負契約の締結後において、当該積算数量に疑
義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入
札時積算数量書に基づき、積算数量に関する
協議を行うことができる。
- (11) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源
化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104
号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材
廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた
工事である。
- (12) 本件工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただ
し書きの規定の適用を受ける監理技術者（特
例監理技術者）の配置を認めない工事である。
- (13) 本件工事は、契約手続に係る書類の授受を
電子調達システムで行う対象工事である。な
お、同システムによりがたい場合は、発注者

の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(14) 本件工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(15) 本件工事は、週休 2 日促進工事（受注者希望方式）の試行工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)、又は、次の(1)、(2)及び(4)の条件を満たしている単独有資格業者であること。

(1) 共同企業体のすべての構成員

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ 裁判所の令和 5・6 年度における管工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律

第 225 号) に基づき再生手続開始の申立て
がなされている者については、手続開始の
決定後、最高裁判所が別に定める手続に基
づく一般競争参加資格の再認定を受けてい
ること。) 。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申
立てがなされている者又は民事再生法に
基づき再生手続開始の申立てがなされて
いる者 (上記 2 (1) イの再認定を受けた者
を除く。) でないこと。

エ 競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」
という。) 及び競争参加資格確認資料 (以
下「資料」という。) の提出期限の日から
開札の時までの期間に、東京高等裁判所管
内において最高裁判所から指名停止措置
を受けていないこと。

オ 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の
受託者又は当該受託者と資本若しくは人事
面において関連がある建設業者でないこと
(入札説明書参照) 。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
（入札説明書参照）。

キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、裁判所発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ク 総合評価落札方式において提出された技術提案が適正であること。

(2) 共同企業体の代表者である構成員

ア 裁判所の令和５・６年度における管工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が１,１００点以上であること（上記２（１）イの再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に算定した管工事に係る総合点数が１,１００点以上であること。）。

イ 平成２１年４月１日以降に、元請けとして

完成・引渡しが完了した次の要件を満たす
工事の施工実績を有すること（共同企業体
として施工した工事にあつては、出資比率
が 20%以上の場合のもの。）。ただし、軽
微なもの（請負金額が 500 万円未満の工事）
は除く。

(ア) 工事内容 暖冷房衛生設備の新設工事

又は更新工事

(イ) 建物用途 「研修・交流施設、体育館・

屋内運動施設、宿泊施設、倉庫」以外の

建物

(ウ) 構造 定めない

(エ) 階数 定めない

(オ) 延べ面積 定めない

(カ) 工事種目 空気調和設備

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員

ア 裁判所の令和 5・6 年度における管工事

に係る一般競争参加資格の認定の際に算定

した総合点数が 950 点以上であること（上

記 2 (1) イの再認定を受けた者にあつては、

当該再認定の際に算定した管工事に係る総合点数が 950 点以上であること。) 。

イ 上記 2 (2) イの要件を満たす工事の施工実績を有すること。

(4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できると。

ア 1 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格は、建設業法及び建設業法施行規則の規定による。

イ 上記 2 (2) イ記載の要件を満たす工事に従事した経験を有する者であること。ただし、工事時期は問わない。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること（開札日において有効なものであること。) 。

エ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が

必要である。その旨を明示することができ
る資料の提出がなされない場合には、入札
に参加できないことがある。なお、恒常的
な雇用とは、申請書提出期限の日時点で3
か月以上の雇用関係があることをいう。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

ア 施工体制

イ 工事特性を考慮した技術提案

「各施工段階における試験・確認方法に関
する技術的提案」

ウ 工事全般の施工計画

「工程管理に関する提案」

エ 企業の技術力（ワーク・ライフ・ balan

ス関連認定制度に関する評価に限る。）

オ 賃上げの実施に関する評価

(2) 総合評価の方法

ア 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載
された要求要件を実現できると認められる

場合には、標準点 100 点を与える。

イ 施工体制評価点及び加算点

上記 3 (1) の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える(入札説明書参照)。

ウ 評価値

総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記ア、イにより得られる標準点と施工体制評価点及び施工体制確認後の加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

評価値＝(標準点＋施工体制評価点及び施工体制確認後の加算点)／入札価格

(3) 落札方法

ア 入札参加者は、次の(ア)及び(イ)の要件に該当する者のうち、上記 3 (2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 提案が最低限の要求要件(標準案)を
満たしていること。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が
2人以上あるときは、該当者にくじを引か
せて落札者を決める。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係

電話 03-3262-0109

(2) 入札説明書の交付期間、場所等

令和6年3月15日から令和6年7月29日
まで(裁判所の休日に関する法律(昭和63
年法律第93号)第1条に規定する裁判所の
休日(以下「休日」という。)を除く。)の
午前9時から午後5時まで 上記4(1)に同
じ。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和6年3月15日から令和
6年4月15日まで(休日を除く。)の午前

9時から午後5時まで。

イ 提出場所 上記4(1)に同じ。

ウ 提出方法 電子調達システムにより提出
すること。ただし、支出負担行為担当官の
承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便
に限る。提出期間内必着）すること。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、

場所及び方法

ア 令和6年6月17日から令和6年7月30
日まで（休日を除く。）の午前9時から午
後5時まで。

イ 提出場所 上記4(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限
る。提出期間内必着）により提出すること。

(5) 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出

方法

入札書は、電子調達システムにより提出す
ること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、
上記4(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）
すること。

ア 入札書の締切日時

(イ) 電子入札対応の場合 令和6年7月

30日午前10時

(ロ) 紙入札方式による場合 令和6年7月

30日午前10時（必着）

イ 開札の日時及び場所 令和6年7月31

日午前10時 最高裁判所事務総局経理局

営繕課

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本

語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日

本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸

の内支店））。ただし、利付国債の提供（保

管有価証券の取扱店 日本銀行丸ノ内代

理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））又

は銀行等の保証（取扱官庁 最高裁判所）

をもって入札保証金の納付に代えること

ができる。また、入札保証保険契約の締結

を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で総合評価による評価値の最も高い者を落

札者とする。ただし、落札者となるべき者の
入札価格によっては、その者により当該契約
の内容に適合した履行がなされないおそれ
があると認められるとき、又はその者と契約を
締結することが公正な取引の秩序を乱すこと
となるおそれがある著しく不相当であると
認められるときは、予定価格の制限の範囲内
の価格をもって入札した他の者のうち評価値
の最も高い者を落札者とすることがある。な
お、落札者となるべき者の入札価格が予決令
第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合
は、入札説明書に示す予決令第 86 条の調査を
行うものとする。

- (5) 配置予定主任（監理）技術者の確認 落札
者決定後、C O R I N S 等により配置予定の
主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確
認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとし
て承認された場合の外は、申請書及び資料の
差替えは認められない。

- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1) に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記 2 (1) イに掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4 (3) により申請書及び資料を提出することができ
るが、競争に参加するためには、開札の時に
おいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争
参加資格の確認を受けていなければならない。
- 当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、
令和 4 年 10 月 31 日付け最高裁判所事務総局
経理局長公示「競争参加者の資格に関する公
示」別記に掲げる当該者の本店所在地（日本
国内に本店がない場合においては、日本国内
の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区

分に応じ、同別記に定める提出場所において、
随時受け付ける。また、当該者が申請書及び
資料を提出したときに限り、最高裁判所事務
総局経理局営繕課契約係（〒102-8651 東京
都千代田区隼町4-2 電話 03-3262-
0109）においても当該一般競争参加資格の認
定に係る申請を受け付ける。

(11) 技術提案の採否については、競争参加資格
の確認の通知に併せて通知する。

(12) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of expenditure of
the procuring entity: SOMEYA Takenobu,
the obligated officer, Director-General
of Financial Bureau, General Secretariat,
Supreme Court, 4-2 Hayabusa-cho,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-8651, Japan
- (2) Classification of the procurement: 41
- (3) Subject matter of the contract:
Mechanical equipment renovation on

the courthouse building of

Supreme Court

(4) Term for the submission of application

forms and relevant documents for the

qualification: Between 9:00 a.m. and

5:00 p.m., From March 15, 2024 to

April 15, 2024 (except for

holidays)

(5) Time-limit for the submission of bids

by electronic bidding system: 10:00 a.m.,

July 30, 2024 (bids by mail must be received

by 10:00 a.m., July 30, 2024)

(6) Contact point for this notice: Contract

Section, Construction and Repairing

Division, Financial Bureau, General

Secretariat, Supreme Court, 4-2

Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-8651,

Japan, TEL 03-3262-0109